

B型肝炎給付金・電話相談のご案内

新型コロナウイルスの影響により説明会にお越し頂くことにご不安な方、お住まいの地域で説明会の開催予定がない方などにつきましては、お電話でもご相談をお受け致します。まずお問い合わせください。

この光景を覚えていますか？

——あなたにも関係がある**B型肝炎**のお話です



B型肝炎訴訟広島弁護団から、特定B型肝炎ウイルス感染者給付金の受取手続等に関する説明会のお知らせです。

昭和16年7月2日以降にお生まれの方でB型肝炎ウイルスに持続感染された方、その二次感染者、およびこれらの方のご遺族は、給付金支給等の救済対象になる可能性があります。

- ・母子手帳がない
 - ・昔の病院カルテがない
- 場合でも多くの方が和解されています。
まずはご相談ください。

電話相談

ホームページでご確認ください


平日 午前9時～午後5時まで
*ただし、正午から午後1時までを除く



日曜日 午前9時～正午まで




弁護団ホームページ
<https://bkanhiroshima.net>

 **0120-10-6589**

お気軽にお電話ください。

【お問い合わせ先】

全国B型肝炎訴訟 広島(中四国)弁護団 事務局
広島市中区基町1番20号オプリビル4階

 **0120-10-6589**

受付時間 平日 午前9時から午後5時まで
(ただし、正午から午後1時までを除く)

※お電話での相談・資料送付についても随時受け付けています

B型肝炎訴訟広島弁護団

集団予防接種の肝炎被害を放置させません！

当弁護団は、基本合意成立前から全ての被害者の救済を目指して活動してきた全国B型肝炎訴訟弁護団において、広島・岡山・山口・愛媛・香川・高知を担当しています。